

7 届出の提出窓口及び相談窓口

【届出の提出窓口】 太陽光発電施設を設置する事業区域の所在地の市町窓口へ提出してください。

市 町	提出窓口	電話番号
神戸市	住宅都市局 計画部 指導課（市街化区域に係るもの） 経済観光局 農政部 調整区域指導課（市街化調整区域に係るもの）	078-322-5479 078-322-5411
姫路市	都市局 まちづくり推進部 まちづくり指導課 宅造・開発協議担当	079-221-2529
尼崎市	経済環境局 環境創造課	06-6489-6301
明石市	都市局 住宅・建築室 開発審査課 調整係 市民生活局 環境室 環境総務課 計画係	078-918-5087 078-918-5029
西宮市	環境局 環境総括室 環境・エネルギー推進課 エネルギー施策推進チーム	0798-35-3818
洲本市	都市整備部 都市計画課 都市計画係	0799-24-7611
芦屋市	都市建設部 建築指導課 開発指導係	0797-38-2071
伊丹市	都市活力部 都市整備室 都市計画課	072-784-8066
相生市	市民生活部 環境課 管理係	0791-23-7131
豊岡市	都市整備部 都市整備課 景観政策係	0796-23-1712
加古川市	都市計画部 開発指導課 開発指導係	079-427-9261
★たつの市	市民生活部 環境課 生活環境係	0791-64-3150
赤穂市	市民部 環境課 環境係	0791-43-6821
西脇市	都市整備部 都市住宅課 建築担当	0795-22-3111
宝塚市	環境部 環境室 地域エネルギー課	0797-77-2361
三木市	まちづくり部 建築住宅課 指導グループ	0794-82-2000
高砂市	まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課 まちづくり係	079-443-9033
川西市	都市政策部 まちづくり指導室 開発指導課	072-740-1204
小野市	地域振興部 まちづくり課 都市整備係	0794-63-1884
★三田市	市民生活部 環境共生室 環境衛生課	079-559-5080
加西市	都市整備部 都市計画課 都市計画係	0790-42-8753
篠山市	まちづくり部 地域計画課 景観室	079-552-1118
養父市	まち整備部 土地利用未来課 土地利用グループ	079-664-1410
丹波市	建設部 都市住宅課 都市整備係	0795-74-2364
南あわじ市	建設部 都市計画課 計画係	0799-43-5227
★朝来市	都市環境部 都市開発課	079-672-6127
淡路市	都市整備部 都市計画課 都市計画係	0799-64-2533
宍粟市	市民生活部 環境課 環境政策係	0790-63-3506
加東市	市民生活部 生活課 環境係	0795-43-0502
猪名川町	まちづくり部 都市政策課 都市計画担当	072-766-8704
★多可町	生活安全課	0795-32-4777
稲美町	地域整備部 都市計画課 都市計画係	079-492-9143
播磨町	都市計画グループ 計画チーム	079-435-2366
神河町	建設課	0790-34-0964
市川町	住民税務課	0790-26-1011
福崎町	まちづくり課 都市計画係	0790-22-0560
太子町	経済建設部 まちづくり課 建築係	079-277-5992
上郡町	建設課 まちづくり係	0791-52-1117
佐用町	建設課 道路河川管理室 計画推進係	0790-82-2019
香美町	建設課 都市整備係	0796-36-1961
新温泉町	企画課 広報情報係	0796-82-5624

【相談・問合せ窓口】

- ★たつの市、三田市、朝来市、多可町の区域・・・各市町の上記の窓口
- ★上記以外の区域・・・兵庫県建築指導課開発指導班

兵庫県 県土整備部 住宅建築局 建築指導課 開発指導班

神戸市中央区下山手通5丁目 10 番 1 号 兵庫県庁 1 号館 11 階
TEL：078-362-3646 FAX：078-362-4456

※詳細は下記 HP をご覧ください。

HP：http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyokoujourei.html



太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年 3 月 23 日兵庫県条例第 14 号）

太陽光発電施設の設置には 事業計画の届出が必要です

- ※ 建築物の屋上等に設置される太陽光発電施設は除きます。
- ※ 工事着手の 60 日前までに届出を行う必要があります。

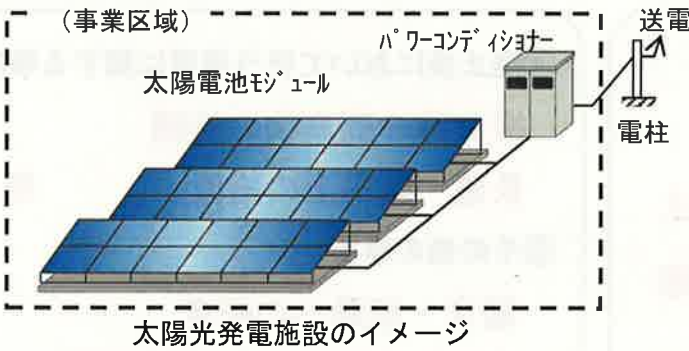
7 月 1 日から兵庫県内に設置する太陽光発電施設（建築物の屋上等に設置されるものを除く。）については「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」により、施設基準への適合、近隣関係者へ説明、工事着手の 60 日前までの事業計画の届出等が必要となりました。

対象となる施設は次のとおりです。

＜届出の対象となる太陽光発電施設＞

事業区域の面積が 5,000 ㎡以上※の太陽光発電施設の設置工事

※ただし、たつの市、三田市、朝来市、多可町の区域については、12 月 1 日以後の設置工事から、事業区域の面積が 1,000 ㎡以上の施設が対象となります。



太陽光発電施設の設置例

＜太陽光発電施設の設置を予定されている事業者のみなさまへ＞

- 太陽光発電施設の設置工事等をされる場合には事業計画の届出が必要です。具体的
手続や施設基準の内容については、県ホームページをご確認ください。
ご不明な点や事前協議については県又は市町までお問い合わせください。
- ★たつの市、三田市、朝来市、多可町の区域・・・各市町の窓口
- ★上記以外の区域・・・兵庫県建築指導課
- 施設の設置には、他の法令・条例等の手続が必要となる場合がありますのでご注意
ください。

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の概要

1 条例制定の背景・目的

- 県では、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進しているところですが、太陽光発電施設等の普及に伴い、建築基準法、都市計画法等の適用を受けない太陽光発電施設等については、様々な問題等が顕在化しています。

○景観・眺望の阻害

○太陽光パネルの反射光による住環境の悪化

○土地の形質変更に伴う防災機能の低下

○設置計画の近隣への説明不足 等
- 太陽光発電施設等が景観、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設等の設置等に関して必要な事項を定めることで、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的に条例を制定しました。

2 太陽光発電施設の設置等に関する基準（施設基準）

①景観との調和及び緑地の保全に関する事項

斜面地や山頂部等の景観への配慮
法面の緑化や隣接地への遮蔽措置
反射光への配慮
色彩・材料の配慮
緑地の保全 等

②防災上の措置に関する事項

地盤の安定性・勾配
擁壁の設置・構造
法面の構造・保護
排水施設・調整池の設置
設置不適地 等

③安全性の確保に関する事項

架台基礎の地盤への定着
太陽電池モジュールの脱落等の防止
構造耐力上主要な部分の耐久性 等

④廃止後において行う措置に関する事項

撤去時の廃棄物の処理
景観・防災上の措置 等

⑤その他の事項

騒音・振動への配慮
適切な保守点検・維持管理

3 住民との調整

- 事業計画の届出の前に、以下の全ての近隣関係者への説明が必要です。
 - 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者
 - ①の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
 - 地元自治会等に所属する関係住民
 - その他、知事があらかじめ市町長の意見を聴いて別に定める者

4 届出対象

設置する区域	届出の対象	適用時期
たつの市、三田市、朝来市、多可町の区域	事業区域の面積が 1,000 m ² 以上の太陽光発電施設の設置工事等 ^{※1}	平成 29 年 12 月 1 日 ^{※2} 以後に着手するもの
上記以外の区域	事業区域の面積が 5,000 m ² 以上の太陽光発電施設の設置工事等 ^{※1}	平成 29 年 7 月 1 日以後に着手するもの

○条例の規定により、届出の対象は事業区域の面積が 5,000 m²以上の設置工事等^{※1}ですが、地域環境との調和を特に図る必要がある区域については、関係市町の意見を聴いて、対象となる面積の下限を 1,000 m²以上 5,000 m²未満の範囲内で別途指定が可能です。上記の 4 市町における届出等の受理業務は、この規定に基づき、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

※1：設置工事等とは、設置工事及び増設等工事（一定規模以上の増設、改造、事業区域の拡張等）をいい、これらの工事に伴う樹木の伐採や造成工事も含みます。

※2：上記 4 市町の区域における事業区域の面積が 5,000 m²以上のものは、平成 29 年 7 月 1 日

5 設置工事等の届出等の標準的な流れ

The flowchart illustrates the standard process for solar power generation facilities, starting with '事業計画の作成' (Business Plan Creation) and ending with '廃止' (Disposal). The process is divided into four main stages: '事業計画の作成' (Business Plan Creation), '設置工事' (Installation Work), '維持管理' (Maintenance), and '廃止' (Disposal). The '事業計画の作成' stage includes '事前協議（任意）' (Optional Pre-conference), '近隣関係者への説明（第8条）' (Explanation to neighboring parties, Article 8), and '事業計画の届出（第7条）' (Submission of business plan, Article 7). The '設置工事' stage includes '工事の着手' (Start of work), '工事完了の届出（第9条）' (Submission of work completion, Article 9), and '増設等工事の届出等（第10条）' (Submission of additional work, Article 10). The '維持管理' stage includes '廃止の届出（第11条）' (Submission of disposal, Article 11). The '廃止' stage includes '廃止' (Disposal). A dashed line indicates a feedback loop from '廃止の届出' back to '事業計画の届出' if the facility does not meet the standards, with a note: '施設基準に適合しない場合、指導又は助言、勧告、公表（第13条及び第14条）' (If it does not meet the standards, guidance or advice, recommendation, or public notice (Articles 13 and 14)).

6 報告の徴収等

- 報告の徴収** 条例の施行に関し必要があると認める場合は、報告を求め、必要に応じて、指導等を行うことができます。
- 指導又は助言** 事業計画の届出等の際、施設基準に適合しないと認める場合は、指導又は助言を行うことができます。
- 勧告及び公表** 上記の指導に正当な理由なく従わない場合、勧告及び公表を行うことができます。
- 罰則** 事業計画の届出等をせず、又は虚偽の届出等を行った場合、5万円以下の罰金に処します。